

家庭及び地域における幼児期の教育の支援の在り方

徳島県鳴門市

1 研究テーマ及び研究の観点

(1) 研究テーマ

家庭及び地域における幼児期の教育の支援の在り方

(2) 研究の観点

本市においては、これまで巡回教育相談、未就園児親子登園、子育て講演会などの子育て支援に取り組んできた。その中で、特別な支援を必要とする幼児の理解や適切な支援の在り方、教職員の資質向上、保護者の子育ての悩みや不安の軽減など、様々な面で成果が見られた。

しかし、近年特別支援を必要とする幼児や気がかりな幼児が増加傾向にあり、一人一人に応じた指導を行うことにより、将来にわたる生きる力の基礎を培う支援体制の構築が急務となっている。

また、特に支援を必要とする幼児については、今回改訂された幼稚園教育要領において、「幼稚園教育の機能を十分に生かして支援のための計画を個別に作成する・指導方法の工夫を計画的、組織的に行う」ことが求められていることに鑑み、「特に支援を必要とする幼児のための支援体制の構築」「指導方法の工夫の在り方」について調査研究を行った。

2 地域の概要

地域の範囲 (市区町村名)	人口	幼稚園		小学校		保育所	
		幼稚園数	幼児数	学校数	児童数	保育所数	幼児数
鳴門市	千人 63	園	人	校	人	園	人
		(国) 0	0	(国) 0	0		
		(公) 18	795	(公) 18	3,259	(公) 4	139
		(私) 1	135	(私) 0	0	(私) 16	773
合計	63	19	930	18	3,259	20	912

(平成21年5月1日現在)

本市においても少子化や核家族化が進行、地域の連帯感の希薄化により、家庭や地域の教育力の低下が感じられる。すべての公立幼稚園は小学校に併設または隣接されており、2年保育を実施している。就園率も約85%と全国平均に比べても高く、共働き世帯でも幼稚園に通わせたいという保護者の願いを受け、現在、市内の公立幼稚園18園中(1園休園)12園で預かり保育を実施し、子育て支援に取り組んでいる。

市域は全体的に自然環境に恵まれているが交通事故や不審者への不安もあり、子どもたちの交流や体験の場が不足しているため、幼稚園が子どもや保護者、地域の交

流の場となるように努めている。また、市内には鳴門教育大学があり、幼稚園から高等学校までの学校施設が整っており様々な連携事業を行っている。

本市では、平成19年度は幼児教育支援センター事業に、また平成20年度は幼児教育の改善・充実調査研究事業に取り組み、協力園においての教育相談や、未就園児親子登園、保護者や教職員を対象とした子育て講演会、特別支援を必要とする幼児の幼児理解と支援の在り方を探る教職員の園内研修などを実施し、保護者の子育て支援や教職員の資質向上に努めてきた。

3 研究協力機関

鳴門市立撫養幼稚園、精華幼稚園、第一幼稚園
成稔幼稚園、明神幼稚園、板東幼稚園
鳴門教育大学

4 研究の内容及び方法

(1) 早期発見のための支援体制と組織づくりについて

ア 教育行政の取組

- ・鳴門市健康づくり課が実施している3歳児検診の結果から、特別な支援を必要とする幼児についての情報を、入園時に各幼稚園に伝えるなどの情報提供を行う仕組みを構築した。幼稚園側からも、入園後の園生活の様子や発達の状況を、健康づくり課に報告するなど、相互の情報交換を促している。また、5歳児検診の実施に向けての組織作りについても検討中である。

- ・大学教員や幼児教育の専門家に保育に関するカウンセリングを依頼し、協力園6園を中心として、鳴門市の全幼稚園を対象とした教育相談や未就園児親子登園による教育(子育て)相談などができる支援体制を整えた。

イ 保育カウンセラーの取組

- ・子育て不安をもつ保護者に対するカウンセリングと担当教員に対するカウンセリングを実施した。その結果、特別な支援を必要とする幼児の早期発見や支援方法についての専門的アドバイスが得られるようになった。

- ・カウンセラーは担任や特別支援加配教員から、特別な支援を必要とする幼児についての詳しい情報を聞いておき、保護者に対するカウンセリングの

時間を有効に活用した。保護者は子どもの発達の状況や課題について理解すると共に子育ての方法についての見通しがもてるようになるなど、子育てで不安の解消につながった。

また、カウンセラーが園内研修や保育観察を通して、重点的に気になる幼児の観察を行い、支援の必要な面と、優れた特性について分析し、良い面を生かせるような助言にも心がけた。

ウ 幼稚園の取組

- ・鳴門市は保育所から幼稚園に就園する幼児が多いことから、保育所との交流保育や情報交換等による連携を図り、幼児の実態把握や特別な支援を必要とする幼児についての実態把握に努めている。
- ・幼児の送迎時や参観日・個人懇談などの機会に、幼児の姿を中心とした保護者との話し合いを重ね、保護者の気持ちに寄り添いながら信頼関係を築いている。

エ 保護者へのケアとサポート

- ・日常的には、保護者の子育て不安や幼稚園に対する思いを受け止め、相談しやすい関係づくりをするとともに、園での様子を細かく伝え、成長を共通理解するようにしている。
- ・幼児の発達の状況や子育てに対する悩みなど、必要に応じて専門機関やカウンセラーを紹介し、連携しながら具体的な手立てを考えている。

(2) 個別の教育支援計画について

ア 作成の手順と内容

幼稚園において「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成したが、「個別の教育支援計画」については、特別支援を必要とする幼児とその保護者を長期スパンで支援していくために必要な情報について記入し、幼稚園から小学校へと引き継いでいくシステムを構築した。作成と活用の手順については次の通りである。

- 保護者から聞き取りをする。
(幼児の実態把握)
- 幼児の実態を十分把握し、保護者と相談して目標を立てる。
- 目標から具体的支援を考える。
- 支援をしたあとで評価する。
- 今後の課題を立てる。
- 保護者と話し合い、再度聞き取りをして必要事項を追加する。
- 他の専門機関とも連携しながら進めていく。
(ア)から(キ)を期に分けて繰り返し実施する。

イ 活用の実際と配慮点

- ・個人情報保護のため相談内容を守秘する。
- ・幼児の姿を具体的に記入することで、つまずきやこまり感が明確になり、見通しをもった支援ができるようになった。
- ・全職員及び保護者が共通理解をし、同じ目標、同じ方向性で支援することができた。
- ・常にカウンセラー・家庭・専門機関と連絡を取り合って作成していく。

ウ 子育ての悩みや不安についてのケアとサポート

「個別の教育支援計画」は、担任が替わったり小学校へ進学しても幼児の生育歴や発達の状況、適切な指導方法が伝わっているということから、保護者の不安を軽減させた。しかしながら、次の事柄が、なお一層の配慮と支援の改善に必要である。

- ・プライバシーには十分配慮しながら、安心して話せる雰囲気づくりをし信頼関係を築いていく。
- ・学年が変わる度に保護者と面談し、話し合いながら支援計画を修正・改善していくようにする。この過程は保護者にとっても、我が子の育ちが具体的にわかり、前向きな子育ての姿勢につながっていった。

(3) 個別の指導計画について

「個別の指導計画」は、教育課程を具体化したもので、一人一人の指導目標や指導内容・方法の明確化を図り、学校・園でのきめ細かな指導を行うために作成した。発達の状況や発達段階に応じた指導目標を設定して適切な指導を行うよう、例えば、基本的生活習慣や自立活動、小学校においては各教科等において作成するなど、個々の指導の方法や内容を盛り込んで作成した。作成の手順については次の通りである。

小学校での活用などについては次年度の課題となる。

ア 作成の手順と内容

「個別の教育支援計画」と同様である。

イ 活用の実際と配慮点

- ・今年度作成したものであるため、進級・進学時の活用については検証されていないが、預かり保育など担当教員が替わる場合、「個別の指導計画」をもとに教育計画や具体的な支援計画が練られ、効果が表れた。

ウ 子育ての悩みや不安についてのケアとサポート

- ・「個別の指導計画」をもとに幼児の成長的な変化をとらえ、送迎時の話し合いや連絡帳への記述等、保護者との連携を行い、保護者を励ましたり必要な指導を促した。
- ・教育相談や専門機関には必ず幼稚園の職員が一緒に行き、保護者の気持ちの負担を少しでも軽くす

るよう心がけた。面談の際には、「個別の指導計画」や指導の記録を持参し説明した。

- ・「個別の指導計画」をもとに、幼稚園で実践していることを保護者に詳しく説明し、有効な手だてを知らせた。

エ ケース会議について

「個別の指導計画」作成のため、特別支援アドバイザーやカウンセラー、教職員によってケース会議を行い、具体的な事例を通して個々の発達の状況や課題、指導方法などを明確にした。その結果、同じ幼稚園で継続的に実施したことで子どもの成長の経過を見ることができた。また、保護者や教師からの情報のみでカウンセリングすることには限界があるので、実際の子どもの姿を見る機会がある程度確保されていることが必要である。

5 研究の成果及び今後の課題

(1) 研究成果

ア 支援体制構築についての成果

(保護者へのインタビューによる調査より)

- ・カウンセラーとの教育相談において、初対面の時は話しにくい面があったが、回を重ねるごとに何でも相談できるようになり不安に感じていることを取り除いてくれ気持ちが楽になった。
- ・カウンセラーは親身になって話を聞いてくれて相談しやすかった。
- ・仕事や家事を優先してしまい、親の考えを押し付けてしまいがちになるので、子どもと向き合う時間をどのようにとっていくか考えるきっかけとなった。
- ・子育ての不安を軽くしてくれる機会や機関を紹介してくれるこの事業がこれからも続いてほしい。(カウンセラーへの調査より)
- ・教育相談・園内研修・ケース会議の機会が複数あり、同じ保護者に継続してカウンセリングが行える体制がよかった。
- ・教育相談やカウンセリングを受けることで、どれだけ子どもの発達にとってメリットがあり成長に結びついていくかということ、保護者に対してアピールする機会を得られた。

イ 指導方法の工夫についての成果

(幼稚園教職員への調査より)

- ・教師も保護者とともにカウンセリングやアドバイスを受けたことにより、積極的に保護者にかかわっていけるようになった。
- ・全職員が支援の必要な幼児の実態を把握し、支援

方法について共通理解するとともに、家庭や専門機関等と連携をとりながら取り組んでいけるようになった。

- ・教師が日常的に保育カウンセラーとしての役割を果たすことができる力量を備え、保護者を支援できるようにしていくことが必要であるが、その手立てがつかめた。
 - ・特別に支援が必要な幼児を含めて、全ての幼児理解につながった。
 - ・個別の教育支援計画が作成できた。
- #### ウ 個別の教育支援計画および個別の指導計画作成上の諸課題解決に向けての成果(提言)

(ア) 個別の教育支援計画・個別の指導計画作成に向けた研修のあり方

目的

- ・特別な支援を要する幼児への気づきを高める
- ・特別支援教育の理念と個別の教育支援計画・個別の指導計画の関係等、特別支援教育の基本を周知させ、支援の重要性への気づきを深める
- ・個別の教育支援計画作成の意義と方法の理解
- ・個別の教育支援計画と個別の指導計画の関係と作成上の相違と留意点の理解

配慮点

気づきへの配慮について

- ・診断名にこだわることなく、「支援を要する幼児への気づき」すなわち実態把握をすることの重要性の重点化
- ・まずとりかかるべきは、支援であり、保護者の作成同意と計画作成でないことの周知
- ・個別の教育支援計画のもとに個別の指導計画が作成されるべきである関係性の周知
- ・保護者という立場に立って保護者と対応できるよう、保護者の悩みに焦点を当てる教育相談の基本を押さえること
- ・保護者の教育ニーズ、描いている幼児の将来像に焦点を当てて、保護者の思いを聞き取り、記入することの重要性を訴えること
- ・個別の教育支援計画の作成について保護者の同意を得た段階で、公の書類となること(修了時に得られていない場合は、廃棄することになる)、あくまで、教員の共通理解のもとに進める支援が優先されることを知らせる
- ・実態把握については、幼児の実際の行動をそのまま、解釈を加えず記入すること、その書き方に慣れていくこと(できるだけ、形容詞等のあいまい語を避け、事実に向き合う)

- ・指導計画はスモールステップによって構成し、短期目標、ステップの目標は実現可能な具体的課題にすること

記入上の配慮について

- ・書式は、県から提示されているものを活用すること
- ・作成しながら、必要な内容が見つかったときに欄を増やすこと
- ・計画は、書けるところから、まず、幼児の名前記入から始めること
- ・幼児にかかわる教員がチームとなって、作成に当たること
- ・毎日、10～15分、短い時間で幼児の様子など意見交換をするその場で、実態等は記入すること
- ・清書や見た目に整った、いわゆるきれいな書類作成を考えず、メモ書きを重ねること
- ・鉛筆やパソコンを活用し、書き換えることを前提に記入すること
- ・枠の大きさは、自由に増減すること
- ・指導計画の中の評価は、具体的な手立てと、支援後の幼児変化をすり合わせ、客観的に改善されたことを記入する。改善されなかった部分は、今後の課題とし、次のステップに盛り込むこと

(イ) 事例検討研修について

園を訪問しての研修（幼児の理解と支援方法）
特別支援教育加配研修（作成された書類をもとに事例検討を通して）

目的

- ・実態把握の仕方と書面記述の留意点の理解
- ・幼児の特性に応じた支援展開時の視点理解

配慮点

実態把握の仕方について

- ・教員のとらえ方の適切な面を重視する
- ・幼児の行動に目を向けられるよう、教員の話から事実を拾い出す
- ・感覚的とらえから、事実の把握に変える
- ・解釈が加わっている部分について、教員から実態を聞き取り、「その場合はこのように」と具体的な記入文面を提示する

支援の視点について

- ・行動は学習されたものであり、単に障害や症状がその原因ではないこと
- ・行動の改善は、学習環境の整備に関係すること
- ・治療より、集団の中での教育的対応を重視すること

- ・生活の中での支援（生活の仕方、学び方を学ばせる）を重視すること

(2) 今後の課題

- ・幼児の実態について客観的把握ができるようになるために、時間と作成された計画書を前にした専門分野の者からのスーパーバイズが必要であると考ええる。
- ・「個別の教育支援計画」の作成は、依然として負担感が伴うが、幼児の就学という視点から、小学校との連携には欠かせないものであることを周知させ、作成作業を常態化させることが重要となる。今後、教育委員会、地域特別支援教育連携協議会からの継続的な支援を要するものと思われる。
- ・特別支援が必要であるが、教育相談の必要性を感じない保護者や幼児の発達の実情を受け入れようとしない保護者に対する働きかけや支援体制についての研究は継続して必要である。
- ・前述のとおり、継続的な支援が必要なことから、定期的な教育相談を実施することとしている。